

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の適否について判断するに、本件弁論の併合請求却下決定のように、訴訟手続に關し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」に当たらないから、本件抗告の申立は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年二月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	香	川	保	一
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	藤	島		昭
裁判官	林		藤	之 輔